

官報

(号外)
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

- 総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同三五)
- 電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令 (同三六)
- 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同三七)
- 破壊活動防止法施行規則の一部を改正する省令 (法務一六)
- 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令 (同一七)
- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同一八)
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (法務・厚生労働二)
- 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令 (外務八)
- 財務省組織規則の一部を改正する省令 (財務三八)
- 株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令 (同三九)
- 経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令 (経済産業二九)
- 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令等の一部を改正する省令 (同三〇)
- 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令 (同三一)
- 国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通四二)
- 海上運送法施行規則の一部を改正する省令 (同四三)
- 港湾法施行規則の一部を改正する省令 (同四四)
- 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (環境一二)
- 防衛省の職員の俸給の切替え等に関する省令 (防衛九)
- 〔規則〕
- 計算証明規則の一部を改正する規則 (会計検査院二)
- 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則 (同三)
- 人事院規則九一二 (俸給表の適用範囲)の一部を改正する人事院規則 (人事院九一二七四)
- 人事院規則九一六 (俸給の調整額)の一部を改正する人事院規則 (同九一六一九三)
- 人事院規則九一八 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則 (同九一八一九五)
- 人事院規則九一七 (俸給の特別調整額)の一部を改正する人事院規則 (同九一七一九二)
- 人事院規則九一四九五七 (人事院規則九一四九 (地域手当)の一部を改正する人事院規則)の一部を改正する人事院規則 (同九一四九五七一一)
- 人事院規則九一五五 (特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則 (同九一五五一一五二)
- 人事院規則九一二三 (本省業務調整手当)の一部を改正する人事院規則 (同九一二三三四四)
- 人事院規則一一一一 (管理監督職勤務上限年齢による降任等)の一部を改正する人事院規則 (同一一一一一四)
- 〔法的告示〕
- 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する指定法人を指定する件の一部を改正する件 (金融庁四八)
- 保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件の一部を改正する件 (同四九)
- 保険業法施行規則第二百一十一条の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準の一部を改正する件 (同五〇)
- 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定制の件の一部を改正する件 (財務九五)
- 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件 (同九六)

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)
 ○ロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件の一部を改正する件
 (財務・経済産業八)

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、

特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示(同九)

○租税特別措置法施行令の規定に基づき農業に従事することを不可能にさせる故障を定める件の一部を改正する件(農林水産五〇九)

○租税特別措置法施行令第四十条の七の六第十七項第四号の規定に基づく山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを定める件の一部を改正する件(同五一〇)

○森林法施行令第九条の規定に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件の一部を改正する件(同五一一)

○森林法施行規則第九十一条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する教育機関を指定する件の一部を改正する件(同五一二)

○漁業災害補償法施行規則第七十一条の三(同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき農林水産大臣が指定する漁業協同組合を指定する件の一部を改正する件(同五一三)

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同五一四)

○下水道処理施設維持管理者登録規程の一部を改正する告示

(国土交通二六九)

○不動産投資顧問業登録規程の一部を改正する件(同二七〇)

○自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例に関する告示の一部を改正する告示(防衛七二)

○奄美群島振興開発特別措置法施行令の規定により事業を指定する告示の一部を改正する件

(総務・農林水産・国土交通一)

○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件

(財務・農林水産・経済産業一)

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件(厚生労働一三六)

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件(同一三七)

○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件

(経済産業五一)

○公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間の一部を改正する件(観光庁三)

○自衛隊飛行場に係る告示の変更に関する件(防衛七三〇七六)

○道路に関する件

(東北地方整備局三六〇三八)

○都市計画に関する件

(関東地方整備局一四二)

○道路に関する件(同一四三)

○道路に関する件

(北陸地方整備局一八)

○道路に関する件

(中部地方整備局五二〇五五)

○海岸に関する件

(近畿地方整備局五二)

○道路に関する件(同五二〇五八)

○道路に関する件

(中国地方整備局三四、三五)

○道路に関する件

(四国地方整備局二七〇二九)

○都市計画に関する件

(九州地方整備局七二、七三)

○道路に関する件

(北海道開発局三七〇四二)

〔官庁報告〕

官庁事項

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件(内閣)

人事院規則二一四(人事院の職員に対する権限の委任)第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件(人事院公示一一)

人事院規則二一四(人事院の職員に対する権限の委任)第二項の規定に基づき、令和四年人事院公示第二号の一部改正に関し、決定した件(同一一)

北陸地方整備局公示(北陸地方整備局)中部地方整備局公示(中部地方整備局)四国地方整備局公示(四国地方整備局)九州地方整備局公示(九州地方整備局)

国家試験

令和七年度司法書士試験に関する公告(法務省)

令和七年度検察官特別考試の施行(検察官・公証人特別任用等審査会)

令和六年度情報処理技術者試験合格者(経済産業省)

令和七年度弁理士試験に係る委員等(工業所有権審議会)

令和七年一級建築基準適合判定資格者検定の施行について(国土交通省)

令和七年二級建築基準適合判定資格者検定の施行について(同)

令和七年度における臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施について(環境省)

六

五

三

七

三

五

六

七

五

四

三

二

三

二

九

六

四

三

二六

二七

二八

二九

三〇

三一

三二

○経済産業省告示第五十一号
 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同
 号の業種を次の表のとおり指定する。
 令和七年四月一日
 経済産業大臣 武藤 容治

番号	業 種	指 定 期 間
一	工芸農作物農業（製造加工設備を有する茶作農業であつて、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに 限る。）	令和七年四月一日から令和 七年六月三十日まで
二	素材生産業	
三	素材生産サービス業	
四	石炭鉱業（石炭選別業を含む。）	
五	花こう岩・同類似岩石採石業	
六	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
七	安山岩・同類似岩石採石業	
八	大理石採石業	
九	凝灰岩採石業	
十	砂岩採石業	
十一	粘板岩採石業	
十二	砂・砂利・玉石採取業	
十三	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	
十四	ろう石鉱業	
十五	ドロマイト鉱業	
十六	長石鉱業	
十七	けい石鉱業	
十八	天然けい砂鉱業	
十九	石灰石鉱業	
二十	その他の窯業原料用鉱物鉱業	
二十一	酸性白土鉱業	
二十二	ペントナイト鉱業	
二十三	けいそう土鉱業	
二十四	滑石鉱業	

二十五	他に分類されない鉱業
二十六	造園工事業
二十七	木造建築工事業
二十八	建築リフォーム工事業
二十九	とび工事業
三十	土工・コンクリート工事業
三十一	特殊コンクリート工事業
三十二	鉄筋工事業
三十三	タイル工事業
三十四	コンクリートブロック工事業
三十五	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く。）
三十六	金属製建具工事業
三十七	木製建具工事業
三十八	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く。）
三十九	防水工事業
四十	解体・はつり工事業
四十一	電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工 事業を除く。）
四十二	有線テレビジョン放送設備設置工事業
四十三	信号装置工事業
四十四	一般管工事業
四十五	給排水・衛生設備工事業
四十六	その他の管工事業
四十七	機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く。）
四十八	昇降設備工事業
四十九	部分肉・冷凍肉製造業
五十	肉加工品製造業
五十一	乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く。）
五十二	その他の畜産食料品製造業

五十三	水産缶詰・瓶詰製造業
五十四	海藻加工業
五十五	水産練製品製造業
五十六	塩干・塩蔵品製造業
五十七	冷凍水産物製造業
五十八	冷凍水産食品製造業
五十九	その他の水産食品製造業
六十	野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く。）
六十一	味そ製造業
六十二	ソース製造業
六十三	砂糖製造業（砂糖精製業を除く。）
六十四	砂糖精製業
六十五	でんぶん糖類製造業
六十六	精米・精麦業
六十七	その他の精穀・製粉業
六十八	でんぶん製造業
六十九	他に分類されない食料品製造業
七十	清涼飲料製造業
七十一	果実酒製造業
七十二	発泡性酒類製造業
七十三	清酒製造業
七十四	醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）
七十五	蒸留酒類製造業
七十六	混成酒類製造業
七十七	製茶業
七十八	単体飼料製造業
七十九	有機質肥料製造業
八十	製糸業
八十一	化学繊維製造業
八十二	綿紡績業

八十三	化学繊維紡績業
八十四	毛紡績業
八十五	ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く。）
八十六	かさ高加工糸製造業
八十七	綿・スフ織物業
八十八	絹・人絹織物業
八十九	毛織物業
九十	細幅織物業
九十一	その他の織物業
九十二	丸編ニット生地製造業
九十三	たて編ニット生地製造業
九十四	横編ニット生地製造業
九十五	綿・スフ・麻織物機械染色業
九十六	絹・人絹織物機械染色業
九十七	織物整理業
九十八	織物手加工染色整理業
九十九	綿状繊維・糸染色整理業
百	ニット・レース染色整理業
百一	繊維雑品染色整理業
百二	レース製造業
百三	組ひも製造業
百四	フェルト・不織布製造業
百五	その他の繊維粗製品製造業
百六	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）
百七	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）
百八	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）
百九	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含む、下着を除く。）
百十	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）

百三十七	パーティクルボード製造業
百三十六	建築用木製組立材料製造業
百三十五	集成材製造業
百三十四	合板製造業
百三十三	造作材製造業（建具を除く。）
百三十二	木材チップ製造業
百三十一	単板製造業
百三十	一般製材業
百二十九	他に分類されない繊維製品製造業
百二十八	タオル製造業
百二十七	刺しゅう業
百二十六	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
百二十五	寝具製造業
百二十四	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
百二十三	手袋製造業
百二十二	靴下製造業
百二十一	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業
百二十	ネクタイ製造業
百十九	和装製品製造業（足袋を含む。）
百十八	補整着製造業
百十七	織物製・ニット製寝着類製造業
百十六	ニット製下着製造業
百十五	織物製下着製造業
百十四	その他の外衣・シャツ製造業
百十三	セーター類製造業
百十二	ニット製アウターシャツ類製造業
百十一	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類等を除く。）

百六十四	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
百六十三	発酵工業
百六十二	脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む。）
百六十一	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む。）
百六十	その他の無機化学工業製品製造業
百五十九	塩製造業
百五十八	圧縮ガス・液化ガス製造業
百五十七	無機顔料製造業
百五十六	ソーダ工業
百五十五	その他の化学肥料製造業
百五十四	複合肥料製造業
百五十三	重包装紙袋製造業
百五十二	機械すき紙製造業
百五十一	洋紙製造業
百五十	パルプ製造業
百四十九	鏡縁・額縁製造業
百四十八	窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業
百四十七	宗教用具製造業
百四十六	マットレス・組スプリング製造業
百四十五	金属製家具製造業
百四十四	木製家具製造業（漆塗りを除く。）
百四十三	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業
百四十二	木材薬品処理業
百四十一	竹・とう・きりゆう等容器製造業
百四十	床板製造業
百三十九	銘木製造業
百三十八	繊維板製造業

百六十五	プラスチック製造業
百六十六	合成ゴム製造業
百六十七	その他の有機化学工業製品製造業
百六十八	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
百六十九	石けん・合成洗剤製造業
百七十	界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く。）
百七十一	塗料製造業
百七十二	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む。）
百七十三	頭髪用化粧品製造業
百七十四	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業
百七十五	火薬類製造業
百七十六	ゼラチン・接着剤製造業
百七十七	潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないものに限る。）
百七十八	プラスチック板・棒製造業
百七十九	プラスチック管製造業
百八十	プラスチック継手製造業
百八十一	プラスチック異形押出製品製造業
百八十二	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
百八十三	プラスチックフィルム製造業
百八十四	プラスチックシート製造業
百八十五	合成皮革製造業
百八十六	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
百八十七	電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
百八十八	輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
百八十九	その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
百九十	工業用プラスチック製品加工業

百九十一	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む。）
百九十二	硬質プラスチック発泡製品製造業
百九十三	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
百九十四	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
百九十五	発泡・強化プラスチック製品加工業
百九十六	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業
百九十七	プラスチック製容器製造業
百九十八	他に分類されないプラスチック製品製造業
百九十九	自動車タイヤ・チューブ製造業
二百	ゴム製履物・同附属品製造業
二百一	プラスチック製履物・同附属品製造業
二百二	ゴムベルト製造業
二百三	ゴムホース製造業
二百四	工業用ゴム製品製造業
二百五	ゴム練生地製造業
二百六	再生ゴム製造業
二百七	他に分類されないゴム製品製造業
二百八	なめし革製造業
二百九	工業用革製品製造業（手袋を除く。）
二百十	革製履物用材料・同附属品製造業
二百十一	革製履物製造業
二百十二	革製手袋製造業
二百十三	かばん製造業
二百十四	袋物製造業（ハンドバッグを除く。）
二百十五	ハンドバッグ製造業
二百十六	毛皮製造業
二百十七	その他のなめし革製品製造業
二百十八	ガラス製加工素材製造業

二百十九	セメント製造業
二百二十	生コンクリート製造業
二百二十一	コンクリート製品製造業
二百二十二	粘土がわら製造業
二百二十三	その他の建設用粘土製品製造業
二百二十四	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
二百二十五	陶磁器製置物製造業
二百二十六	陶磁器製タイル製造業
二百二十七	陶磁器絵付業
二百二十八	陶磁器用はい土製造業
二百二十九	その他の陶磁器・同関連製品製造業
二百三十	砕石製造業
二百三十一	再生骨材製造業
二百三十二	石工品製造業
二百三十三	けいそう土・同製品製造業
二百三十四	鉱物・土石粉碎等処理業
二百三十五	石膏製品製造業
二百三十六	石灰製造業
二百三十七	鑄型製造業（中子を含む。）
二百三十八	他に分類されない窯業・土石製品製造業
二百三十九	製鋼・製鋼圧延業
二百四十	鋼管製造業
二百四十一	磨棒鋼製造業
二百四十二	引抜鋼管製造業
二百四十三	伸線業
二百四十四	銑鉄・鑄物製造業（鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く。）
二百四十五	可鍛鑄鉄製造業
二百四十六	鑄鋼製造業
二百四十七	鍛工品製造業

二百四十八	鍛鋼製造業
二百四十九	鉄鋼シャースリット業
二百五十	鑄鉄管製造業
二百五十一	鉛第二次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む。）
二百五十二	伸銅品製造業
二百五十三	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く。）
二百五十四	銅・同合金鑄物製造業（ダイカストを除く。）
二百五十五	非鉄金属鑄物製造業（銅・同合金鑄物及びダイカストを除く。）
二百五十六	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
二百五十七	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く。）
二百五十八	非鉄金属鍛造品製造業
二百五十九	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
二百六十	機械刃物製造業
二百六十一	作業工具製造業
二百六十二	その他の金物類製造業
二百六十三	ガス機器・石油機器製造業
二百六十四	温風・温水暖房装置製造業
二百六十五	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く。）
二百六十六	金属製サッシ・ドア製造業
二百六十七	製缶板金業
二百六十八	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
二百六十九	金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く。）
二百七十	粉末や金製品製造業
二百七十一	金属製品塗装業
二百七十二	溶融めつき業（表面処理鋼材製造業を除く。）
二百七十三	金属彫刻業

二百七十四	その他の金属表面处理業
二百七十五	くぎ製造業
二百七十六	その他の金属線製品製造業
二百七十七	他に分類されない金属製品製造業
二百七十八	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く。）
二百七十九	汎用内燃機関製造業
二百八十	その他の原動機製造業
二百八十一	油圧・空圧機器製造業
二百八十二	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く。）
二百八十三	物流運搬設備製造業
二百八十四	工業窯炉製造業（燃焼炉に限る。）
二百八十五	玉軸受・ころ軸受製造業
二百八十六	他に分類されない汎用機械・装置製造業
二百八十七	農業用機械製造業（農用器具を除く。）
二百八十八	建設機械・鉱山機械製造業
二百八十九	化学繊維機械・紡績機械製造業
二百九十	製織機械・編組機械製造業
二百九十一	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
二百九十二	縫製機械製造業
二百九十三	木材加工機械製造業
二百九十四	印刷・製本・紙工機械製造業
二百九十五	包装・荷造機械製造業
二百九十六	铸造装置製造業
二百九十七	プラスチック加工機械・同附属装置製造業
二百九十八	金属工作機械製造業
二百九十九	金属加工機械製造業（金属工作機械を除く。）
三百	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く。）
三百一	機械工具製造業（粉末や金業を除く。）
三百二	金属用金型・同部分品・附属品製造業

三百三	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
三百四	真空装置・真空機器製造業
三百五	ロボット製造業
三百六	娯楽用機械製造業
三百七	測量機械器具製造業
三百八	歯科用機械器具製造業
三百九	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業
三百十	電気溶接機製造業
三百十一	内燃機関電装品製造業
三百十二	電気炉・電熱装置製造業
三百十三	エックス線装置製造業
三百十四	自動車製造業（二輪自動車を含む。）
三百十五	自動車車体・附属車製造業
三百十六	自動車部分品・附属品製造業
三百十七	航空機製造業
三百十八	その他の航空機部分品・補助装置製造業
三百十九	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
三百二十	自転車・同部分品製造業
三百二十一	貴金属・宝石製装身具製品製造業
三百二十二	貴金属・宝石製装身具附属品・同材料加工業
三百二十三	その他の貴金属製品製造業
三百二十四	装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く。）
三百二十五	造花・装飾用羽毛製造業
三百二十六	ボタン製造業
三百二十七	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業
三百二十八	ピアノ製造業
三百二十九	娯楽用具・玩具製造業（人形を除く。）
三百三十	人形製造業
三百三十一	運動用具製造業
三百三十二	漆器製造業

三百三十三	その他の生活雑貨製品製造業
三百三十四	モデル・模型製造業
三百三十五	工業用模型製造業
三百三十六	情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く。）
三百三十七	ガス製造業
三百三十八	ガス小売業
三百三十九	電気通信に附帯するサービス業
三百四十	ラジオ放送業（衛星放送業を除く。）
三百四十一	映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く。）
三百四十二	テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く。）
三百四十三	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
三百四十四	レコード制作業
三百四十五	ラジオ番組制作業
三百四十六	新聞業
三百四十七	出版業
三百四十八	広告制作業
三百四十九	ニュース供給業
三百五十	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
三百五十一	軌道業
三百五十二	モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く。）
三百五十三	鋼索鉄道業
三百五十四	その他の鉄道業
三百五十五	一般乗合旅客自動車運送業
三百五十六	一般乗用旅客自動車運送業
三百五十七	一般貸切旅客自動車運送業
三百五十八	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）
三百五十九	特別積合せ貨物運送業
三百六十	特定貨物自動車運送業

三百六十一	貨物軽自動車運送業
三百六十二	集配利用運送業
三百六十三	外航貨物海運業
三百六十四	沿海貨物海運業
三百六十五	港湾旅客海運業
三百六十六	河川水運業
三百六十七	内航船舶貸渡業
三百六十八	航空機使用業（航空運送業を除く。）
三百六十九	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
三百七十	港湾運送業
三百七十一	利用運送業（集配利用運送業を除く。）
三百七十二	運送代理店
三百七十三	鉄道施設提供業
三百七十四	海運仲立業
三百七十五	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
三百七十六	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る）
三百七十七	その他の各種商品卸売業
三百七十八	繊維原料卸売業
三百七十九	糸卸売業
三百八十	織物卸売業（室内装飾繊維品を除く。）
三百八十一	婦人・子供服卸売業
三百八十二	下着類卸売業
三百八十三	その他の衣服卸売業
三百八十四	寝具類卸売業
三百八十五	靴・履物卸売業
三百八十六	かばん・袋物卸売業
三百八十七	その他の身の回り品卸売業
三百八十八	野菜卸売業

四百十七	紙製品卸売業
四百十六	紙卸売業
四百十五	合成洗剤卸売業
四百十四	化粧品卸売業
四百十三	陶磁器・ガラス器卸売業
四百十二	室内装飾繊維品卸売業
四百十一	家具・建具卸売業
四百十	輸送用機械器具卸売業（自動車を除く。）
四百九	自動車卸売業（二輪自動車を含む。）
四百八	その他の産業機械器具卸売業
四百七	建設機械・鉱山機械卸売業
四百六	農業用機械器具卸売業
四百五	その他の再生资源卸売業
四百四	非鉄金属スクラップ卸売業
四百三	鉄鋼一次製品卸売業
四百二	石油卸売業
四百一	その他の化学製品卸売業
四百	プラスチック卸売業
三百九十九	セメント卸売業
三百九十八	木材・竹材卸売業
三百九十七	その他の食料・飲料卸売業
三百九十六	茶類卸売業
三百九十五	乾物卸売業
三百九十四	酒類卸売業
三百九十三	砂糖・味そ・しょう油卸売業
三百九十二	その他の農畜産物・水産物卸売業
三百九十一	生鮮魚介卸売業
三百九十	食肉卸売業
三百八十九	果実卸売業

四百十八	肥料・飼料卸売業
四百十九	娯楽用品・玩具卸売業
四百二十	たばこ卸売業
四百二十一	ジュエリー製品卸売業
四百二十二	書籍・雑誌卸売業
四百二十三	他に分類されないその他の卸売業
四百二十四	百貨店
四百二十五	その他の各種商品小売業
四百二十六	呉服・服地小売業
四百二十七	寝具小売業
四百二十八	婦人服小売業
四百二十九	子供服小売業
四百三十	靴小売業
四百三十一	履物小売業（靴を除く。）
四百三十二	かばん・袋物小売業
四百三十三	下着類小売業
四百三十四	洋品雑貨・小間物小売業
四百三十五	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
四百三十六	野菜小売業
四百三十七	果実小売業
四百三十八	食肉小売業（卵、鳥肉を除く。）
四百三十九	鮮魚小売業
四百四十	酒小売業
四百四十一	茶類小売業
四百四十二	乾物小売業
四百四十三	中古自動車小売業
四百四十四	自転車小売業
四百四十五	その他の機械器具小売業
四百四十六	家具小売業

四百四十七	宗教用具小売業
四百四十八	陶磁器・ガラス器小売業
四百四十九	化粧品小売業
四百五十	農業用機械器具小売業
四百五十一	肥料・飼料小売業
四百五十二	ガソリンスタンド
四百五十三	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
四百五十四	書籍・雑誌小売業（古本を除く。）
四百五十五	新聞小売業
四百五十六	紙・文房具小売業
四百五十七	玩具・娯楽用品小売業
四百五十八	たばこ・喫煙具専門小売業
四百五十九	ジュエリー製品小売業
四百六十	他に分類されないその他の小売業
四百六十一	建物売買業
四百六十二	土地売買業（投機を目的としないものに限る。）
四百六十三	不動産代理業・仲介業
四百六十四	貸事務所業
四百六十五	その他の不動産賃貸業
四百六十六	不動産管理業
四百六十七	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く。）
四百六十八	建設機械器具賃貸業
四百六十九	スポーツ・娯楽用品賃貸業
四百七十	映画・演劇用品賃貸業
四百七十一	音楽・映像記録物賃貸業（映画配給業及び映画フィルム賃貸業を除く。）
四百七十二	貸衣装業（映画・演劇用のものを除く。）
四百七十三	他に分類されない物品賃貸業
四百七十四	芸術家業

四百七十五	翻訳業（著述家業を除く。）
四百七十六	他に分類されない専門サービス業
四百七十七	測量業
四百七十八	その他の土木建築サービス業
四百七十九	写真業（商業写真業を除く。）
四百八十	商業写真業
四百八十一	旅館、ホテル
四百八十二	簡易宿所
四百八十三	下宿業
四百八十四	リゾートクラブ
四百八十五	他に分類されない宿泊業
四百八十六	食堂、レストラン（専門料理店を除く。）
四百八十七	料亭
四百八十八	焼肉店
四百八十九	その他の専門料理店
四百九十	酒場、ジャホール
四百九十一	バー、キャバレー、ナイトクラブ
四百九十二	喫茶店
四百九十三	他に分類されない飲食店
四百九十四	配達飲食サービス業
四百九十五	普通洗濯業
四百九十六	洗濯物取次業
四百九十七	リネンサプライ業
四百九十八	一般公衆浴場業
四百九十九	その他の公衆浴場業
五百	洗張・染物業
五百一	リラクゼーション業（手技を用いるもので医業類似行為を除く。）
五百二	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
五百三	旅行業（旅行業者代理業を除く。）
五百四	旅行業者代理業

五百五	衣服裁縫修理業
五百六	葬儀業
五百七	結婚式場業
五百八	結婚相談業、結婚式場紹介業
五百九	写真プリント、現像・焼付業
五百十	他に分類されないその他の生活関連サービス業
五百十一	映画館
五百十二	劇場
五百十三	興行場
五百十四	劇団
五百十五	楽団、舞踏団
五百十六	演芸・スポーツ等興行団
五百十七	競輪場
五百十八	自動車・モーターボートの競争場
五百十九	競輪競技団
五百二十	自動車・モーターボートの競技団
五百二十一	フィットネスクラブ
五百二十二	パチンコホール
五百二十三	ゲームセンター
五百二十四	マリーナ業
五百二十五	カラオケボックス業
五百二十六	娯楽に附帯するサービス業
五百二十七	他に分類されない娯楽業
五百二十八	各種学校
五百二十九	書道教授業
五百三十	生花・茶道教授業
五百三十一	外国語会話教授業
五百三十二	他に分類されない教育、学習支援業
五百三十三	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師・柔道整復師の施術所

五百三十四	療術業
五百三十五	歯科技工所
五百三十六	その他の児童福祉事業
五百三十七	介護医療院
五百三十八	通所・短期入所介護事業
五百三十九	その他の老人福祉・介護事業
五百四十	その他の自動車整備業
五百四十一	表具業
五百四十二	履物修理業
五百四十三	かじ業
五百四十四	他に分類されない修理業
五百四十五	職業紹介業
五百四十六	労働者派遣業
五百四十七	ビルメンテナンス業
五百四十八	その他の建物等維持管理業
五百四十九	警備業
五百五十	ディスプレイ業
五百五十一	ベストコントロール業
五百五十二	他に分類されないその他の事業サービス業(集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く)を除く)
五百五十三	集会場

備考

1 この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一 統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件(令和五年総務省告示第二百五十六号)において分類された業種区分によるものとする。

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百三十二号)次号において「適正化法」という。第二条第一項第一号から第三号までに掲げるものについては、公序良俗の観点から問題のないものに限る。

三 適正化法第二条第五項に規定するものを除く。

2 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。